



PCB廃棄物処理施設整備事業

平成29年度補正予算（案）
1,600百万円

背景・目的

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質であり、PCB特措法や閣議決定された基本計画に基づき、環境中への漏洩を防止するため全国5カ所の処理施設（JESCO）で処理を行うこととなっている。
- これまでPCBを含む変圧器を約14千台、コンデンサーを約270千台、安定器・汚染物等を約6,200トン処理してきたところ（28年3月末時点）ではあるが、処理が長期化しており施設が老朽化している。
- JESCOの保管スペースには限りがあるため、保管事業者がPCB特措法に基づき、各地でJESCOの受入を待っている状況。
- この状況下、防災・減災のため、以下の必要性がある。
 - ① 予期できない自然災害が発生した場合でもPCB廃棄物を適正に保管すること
 - ② JESCO事業所における、従来想定されない劣化による施設の稼働停止を防止すること
- よって、以下を実施することにより、これらのリスクの防災・減災に資する。
 - ① 保管事業者が各地で保管する期間を短縮することによって大規模自然災害時のリスクを解消するための施設内設備の増強・改造
 - ② 従来想定されない設備の劣化はあらゆる箇所で見られる可能性があり、劣化に伴う施設稼働停止のリスクを解消するための設備の補修・更新

事業概要

- 処理促進のための改造
比較的早期に処理が終わる見込みのPCB含有機器の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。
また、従来行ってきた対策を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。
- 補修又は更新
操業期間の延長に伴う従来想定されない劣化を鑑み、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

事業目的・概要等

期待される効果

- PCB処理施設の健全性の確保による防災・減災対策
- PCB廃棄物の処理加速化による防災・減災対策

事業スキーム



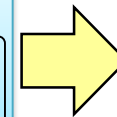
イメージ

PCB廃棄物処理基本計画（平成26年6月6日環境省告示第75号）

- PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了することが防災対策・減災対策につながる。

【基本計画抜粋】

○ JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

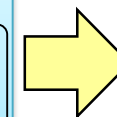


- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る

- 操業期間の延長に伴う従来想定されない劣化の進行により、施設の稼働停止リスクが高まっており、点検・補修又は更新を行うことが防災・減災対策につながる。

【基本計画抜粋】

○ JESCOの取組：今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実にやっていく。
○ 国の取組：JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う